

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「全従業員の自己実現と幸福を追求するとともに、すべての人が「希望」を持てる社会の実現に向けて」という経営理念に基づき、社員一人ひとりが日々の活動を行っており、お客様や株主をはじめとしたステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。同時に、経営管理体制の整備にあたっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適切な情報公開を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備については、今後ますます必要になると認識しております。今後の株主構成等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用については、検討してまいります。

【原則4 - 2. 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4 - 2 - 1】

当社は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、取締役会より一任された代表取締役社長が、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会に諮問し、その答申内容をもとに決定しております。また、中長期的な業績と連動する役員報酬制度は実施しておりませんが、今後必要に応じて実施を検討してまいります。

【原則4 - 3. 取締役会の役割・責務(3)】

【補充原則4 - 3 - 2】

【補充原則4 - 3 - 3】

当社は、現時点では代表取締役社長(CEO)の選解任の手続きは定めておりませんが、CEOの選解任は、取締役会において社外取締役の意見も踏まえて協議の上、決定することとしております。

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役の過半数に達しておりません。取締役の報酬については、決定プロセスの透明と客観性を確保するため、代表取締役社長の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置しております。取締役の選解任については、独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会の設置・活用等を、引き続き検討してまいります。

【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、決算説明資料等において年次の事業計画および中期経営計画の公表をしておりますが、資本効率等に関する具体的な目標数値の設定は行っておりませんが、これらの策定・公表については、今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、現時点では政策保有株式として上場株式を保有しておりませんが、保有する予定もありませんが、今後、保有する場合には、保有方針等をコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて説明してまいります。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間取引に関して、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、法令・社内規則等に則り、発生の都度、取引条件の妥当性、当該取引の合理性、事業上の必要性等を慎重に検討した上で、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。また、毎年定期的に、取締役並びにその近親者と会社との関連当事者間取引の有無について、調査を実施しています。

【原則2 - 4. 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

【補充原則2 - 4 - 1】

当社は、性別を問わず個人の能力、成果、適性、並びに各人の意欲に基づき、多様な人材の登用を推進していることから、女性・外国人等の区分で管理職ならびに中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標数値等は定めておりません。また、女性管理職比率は50%以上となっており、すでに高水準であると考えておりますが、今後とも能力のある人材については、男女を問わず登用する方針です。

なお、多様性の確保に向けた人材育成方針や社内環境整備状況については、当社ホームページ(<https://www.welbe.co.jp/ir/sustainability/>)に開示しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現時点では企業年金制度を導入しておらず、導入の予定もありませんが、今後、導入することがあれば検討いたします。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

- () 当社は、会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画を、当社ホームページ及び決算説明資料等にて開示しております。
- () 当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- () 当社は、取締役の報酬等に関する方針を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- () 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名を行うに当たっては、各人の知識、経験、能力等を総合的に勘案し、取締役会にて決議し、株主総会に付議しております。また、監査等委員である取締役候補について、監査等委員会の審議、同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。経営陣幹部が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議いたします。
- () 当社は、取締役の選解任理由の開示については、株主総会招集通知等にて開示することとしております。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社では、自社のサステナビリティについての取組み等について、自社のホームページにおいて開示しております。(https://www.welbe.co.jp/ir/sustainability/)

気候変動に係るリスク及び収益機会については事業特性上、自社の事業活動や収益等に与える影響は少なく、重要性が低いと判断し、具体的な目標数値は定めておりませんが、環境資源の低減やエネルギー節約等を事業活動へ自主的に組み込み、推進しております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、経営陣に対する委任の考え方として、当社の業績やコーポレート・ガバナンスに多大な影響を与える議案については取締役会において決裁し、それ以外の議案については、経営会議等で決裁する運用としております。権限の委任の範囲については、「職務権限規程」に則っており、必要に応じて取締役会において改定を行っております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を充たし、一般株主と利益相反のおそれのない者を独立社外取締役に指名しております。

【原則4 - 11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、定款で当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内と規定しており、当社の規模に照らして適切であると考えております。取締役会全体としてバランスのとれた構成となるように、取締役は、豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を有する人材を総合的に評価・判断して選任しております。

また、当社の取締役に期待するスキルを定義し、各取締役が保有する主な知見や経験をマトリクス化したスキルマトリクスは株主総会の招集通知にて提示しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

現在、取締役に於ける上場会社の役員の兼任はありません。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、毎年1回、取締役会全体の実効性に関する分析・評価のために、取締役を対象に、自社作成のアンケートを実施しております。

<評価結果の概要>

- ・非財務情報についても十分な情報提供がなされているものと考えているが、サステナビリティについての一層の開示充実に取組むべきである。
- ・外国人投資家を配慮した英文情報の拡充に取組むべきである、等。

本評価結果を踏まえ、継続的な改善を行うことで、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

【原則4 - 14. 取締役のトレーニング】

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役が会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を習得し、取締役が求められる役割と責務を果たすことができるよう、外部セミナーへの参加、社内研修の機会を設けそれらの費用は会社が負担する方針としております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、代表取締役をトップとし、IR担当役員及び経理財務部がIRを担当しております。また、社内各部署から様々な情報の提供を受け、全社的にIR活動に取り組める体制を整備しております。株主や投資家に対して、決算説明会は半期毎に開催しており、決算説明資料は四半期毎に開示しております。また、アナリストや機関投資家に対する個別の面談についても積極的に取り組んでおります。株主等からの質問や意見は、定期的に取締役会に報告し、経営に活用しております。

株主等との対話において、情報の公平性を保つために、決算発表前の一定期間を沈黙期間とし、業績や株価に影響を与える重要な情報については一切提供しないこととしております。また、未公表の重要事実の開示しないものとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大田 誠	11,872,900	41.24

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,518,800	8.74
千賀 貴生	1,732,900	6.01
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	1,322,300	4.59
伊藤 浩一	820,000	2.84
野村信託銀行株式会社(投信口)	770,300	2.67
浜地 裕樹	730,000	2.53
住友生命保険相互会社	505,800	1.75
GOVERNMENT OF NORWAY	396,800	1.37
中里 英之	360,000	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】は、2022年3月31日現在の状況です。

2022年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるAsset management One International Ltd. が2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 アセットマネジメントOne株式会社
住所 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
保有株券等の数 861,600株
株券等保有割合 2.99%

大量保有者 Asset management One International Ltd.
住所 30 Old bailey,London,EC4M 7AU,UK
保有株券等の数 121,600株
株券等保有割合 0.42%

2022年5月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2022年4月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
住所 東京都港区芝公園1丁目1番1号
保有株券等の数 353,600株
株券等保有割合 1.23%

大量保有者 日興アセットマネジメント株式会社
住所 東京都港区赤坂9丁目7番1号
保有株券等の数 1,522,400株
株券等保有割合 5.29%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
神庭 重信	学者													
北 康利	他の会社の出身者													
佐藤 仁良	弁護士													
野口 由美子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神庭 重信				神庭氏は、大学教授としての豊富な経験と、当社利用者の主な疾患である精神医療に関する高度な専門的知識を有しており、学術的かつ臨床的な視点を踏まえた客観的な立場から経営を監督していただくことにより、当社の企業価値向上に寄与していただけると判断し、社外取締役を選任しております。また、経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
北 康利				北氏は、金融機関等の豊富な経験や見識並びに評伝作家としての深い洞察を活かし、当社の経営を監督していただくことにより、当社の企業価値向上に寄与していただけると判断し、社外取締役を選任しております。また、同氏は経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。
佐藤 仁良			佐藤仁良氏との間で法律面における顧問契約が存在していましたが、取引金額も僅少であり、2016年6月の監査役就任時に当該契約は解除されております。	佐藤氏は、弁護士の資格を有しており諸法令に精通しており、当社の経営を監視することを期待し、社外取締役に選任しております。また、経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
野口 由美子				野口氏は、公認会計士として多岐にわたる業務経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。教育業界や福祉業界での役員の経験を活かし、当社のガバナンス強化や業務執行の監督を行っていただけることを期待し、社外取締役に選任しております。また、経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査等委員に事前の同意を得ることとします。監査等委員の職務を補助すべき使用人は監査等委員の指揮命令下で補助業務を執行し、その補助業務については監査等委員以外からの指揮命令を受けないものとします。

監査等委員監査につきましては、4名の取締役(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として月1回開催しております。各取締役は、監査等委員会の定めた監査の方針、監査の方法及び各監査等委員の役割分担等に基づき、取締役会への出席、業務や財産の状況の調査を通じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を監査しております。

内部監査につきましては、代表取締役社長直属の内部監査室が担当し、監査責任者である内部監査室長以下5名が内部監査業務を実施しており、業務上特に必要あるときは、監査責任者に指名された者を加えて業務を行っております。年間の内部監査計画に則り監査を実施し、監査結果については内部監査室長が内部監査報告書を作成し代表取締役社長に提出しております。代表取締役社長が必要と認めた監査部署の責任者及び関係役員に対し、内部監査の結果に基づき内部監査責任者を通じて被監査部門に改善勧告を行っております。

会計監査人監査につきましては、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計に関する監査を受けております。

監査等委員会、内部監査部門、会計監査人との連携状況につきましては、それぞれが独立した立場で監査を実施しておりますが、監査を有効かつ効率的に進めるために、三者間で定期的に意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役

補足説明

当社では、取締役の報酬政策・制度並びに報酬の決定に関する透明性・客観性を確保する目的で、任意の報酬委員会を設置し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関し、取締役から諮問された事項につき、助言又は提案を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の取締役の報酬等については、月例で支給する固定報酬のみとし、報酬金額は、それぞれの役位、当社業績などを加味し、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

従業員

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に対する貢献意欲や士気の向上を図るため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、取締役報酬の総額のみ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」といいます。)を定めており、その概要は以下のとおりです。

・報酬制度の基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を取締役として確保することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・報酬制度の体系

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支払わないものとする。
具体的には、各報酬の割合について、全取締役、次のとおりとする。
基本報酬:100%、業績連動報酬:0%、非金銭報酬等:0%

・決定方針の決定方法

取締役会において決議するものとする。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年6月25日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の額は年額3億円以内(うち社外取締役分年額3,000万円以内)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役1名)であります。なお、当報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

また、2021年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬の額は年額3,000万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役2名)であります。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長大田誠が、その具体的内容の決定について委任をうけ、各取締役の基本報酬(月例の固定報酬)の額を、それぞれの役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する権限を付与されております。このような権限委任を行う理由は、代表取締役社長が当社の全部門を統括していることから、最も適切に上記の考慮要素を評価・判断することができる立場にあるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任をうけた代表取締役社長において、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会に各取締役の基本報酬の額についての原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は当該答申の内容に従って各取締役の基本報酬の額を決定しなければならないこととしております。以上から取締役会は、上記のとおり委任した権限が適切に行使されていると判断しております。また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、この手続を経て決定されていることから、取締役会としては、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会決議により承認された範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、管理本部が取締役会の連絡、決議事項の事前説明を行うと共に、必要に応じて資料の提供や、情報収集等のサポートを行い、社内取締役と同水準の情報を入手できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が求められるなか、社会から信頼される企業として公正で透明性の高い経営を実践することを基本として、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築、維持することを重点施策としています。

・取締役会

当社の取締役会は11名で構成されており、うち4名は社外取締役であります。取締役会規程に基づき、経営方針その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は4名で構成されており、うち3名は社外取締役であります。監査等委員会規程に基づき、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査・監督しております。監査等委員会は、毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査等委員監査および内部監査の内容を相互に共有しております。当社では監査等委員である取締役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置しておりませんが、内部監査室が内部監査の実施状況を監査等委員である取締役に報告しております。また、監査等委員である取締役の任期を2年としております。

・内部監査室

業務遂行上の誤謬や不正を未然に防止するために、社長直轄の機関として独立した「内部監査室」を設置しております。内部監査にあたっては毎期内部監査計画書を策定し、定期的な監査を実施しております。

・経営会議

代表取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置しており、毎週1回開催しております。メンバーとしては、代表取締役社長を議長とし、常勤の取締役及び部長・室長職以上の者で構成されております。経営会議においては、各部門からの報告を受け、代表取締役社長へ答申を行っております。また、必要と認めたときは、従業員またはその他の者を出席させ、説明や意見を求めています。

・リスク・コンプライアンス委員会

代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。原則として四半期に1回開催しており、法令順守に関するテーマについて議論し、必要に応じて取締役会や監査役会へ報告しております。

・会計監査

会計監査人は監査等委員会及び内部監査室と連携を密にして、実効性のある会計監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役4名を選任し、取締役会の意思決定の有効性と中立性を確保しております。また、当社の監査等委員である取締役4名のうち3名は社外取締役で構成されており、それぞれの専門的見地から経営を監督し、企業としての健全性および透明性を確保しております。以上により、経営の監督機能の実効性が確保されていると考え、本体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当株主が議案を検討するための時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努め、当社ホームページにおいても掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただけるように、集中日を避けて設定するように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を勘案しながら、インターネットでの議決権行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	2022年6月28日開催の第11期定時株主総会より、招集通知の英文での提供をしております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公表 当社IRサイト上に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会について、本決算及び第2四半期決算(年2回)において説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIRサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役副社長兼管理本部長を責任者とし、管理本部内にて適切なIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、リスク・コンプライアンス規程において、リスクマネジメントに係る基本方針を規定し、各ステークホルダーの利益阻害要因の除去・軽減に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	将来的に検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

イ 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
- (2) 取締役、監査等委員及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的にまいります。
- (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。
- (4) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。
- (5) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
- (7) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。

ロ 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

- (1) 取締役、監査等委員及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。
- (2) 取締役及び監査等委員は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。

ハ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。
- (2) リスクを知覚した場合は、取締役又は監査等委員に直ちに報告するものとします。

ニ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとします。
- (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。
- (3) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとします。

ホ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上を図るため、当社の管理本部を当社子会社の管理担当部署と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。
- (2) 関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとします。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議します。
- (3) 内部監査室は、当社及び当社子会社の業務の適正性に関する監査を行います。
- (4) 監査等委員は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは関係会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査します。

へ 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。

ト 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査等委員に事前の同意を得ることとします。
- (2) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は監査等委員の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査等委員以外からの指揮命令を受けないものとします。

チ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
- (2) 補助使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。
- (3) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
- (4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

リ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員から報告を求められた事項について速やかに監査等委員に報告するものとします。
- (2) 内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査等委員に定期的に報告するものとします。
- (3) 内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査等委員と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。
- (4) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員に報告するものとします。
- (5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査等委員に定期的に報告するものとします。

ヌ 監査等委員へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程において、監査等委員に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。

ル 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

ヲ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は定期的に監査等委員と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員監査の環境整備に努めるものとします。
- (2) 監査等委員は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
- (3) 監査等委員は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応規程」の第1条(目的)に定める、「反社会的勢力に対する基本方針」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。

なお、当該規程は、当社の業務に従事する全ての者に適用いたします。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、社長以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・各地域の暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

反社会的勢力の排除に向けた整備状況

当社は、対応統括部署を管理本部内の総務部とし、責任者は総務部長が務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、総務部長を経由し代表取締役社長へ報告を行い、必要に応じて指示を仰いでおります。総務部では、所轄警察担当係・加盟暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。また、取引先との契約締結時には、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。

反社会的勢力のチェックの方法

各部署において新規に取引等を開始する際には、開始依頼者は、新規取引開始申請書を総務部に提出し、反社チェックを依頼します。総務部の担当者(以下、担当者)は、各部署の協力を仰ぎ、ホームページの閲覧や日経テレコン等を用いて情報収集を行い、必要に応じて、同業他社からの情報入手、現地確認等を行います。そして、これらの情報収集結果に基づき、担当者は、反社会的勢力の該当の有無を判別致します。また、既存の取引先や株主及び役員等の利害関係者等に対しても、定期調査として毎年別途定める時期に反社チェックを行っております。新規に任用する役員や新規採用の従業員については、各人から徴求する誓約書等に反社条項の記載を求めています。また、反社条項の記載がある誓約書等が受入れられていない役員、従業員については、あらためて受入れを必要としております。

その他

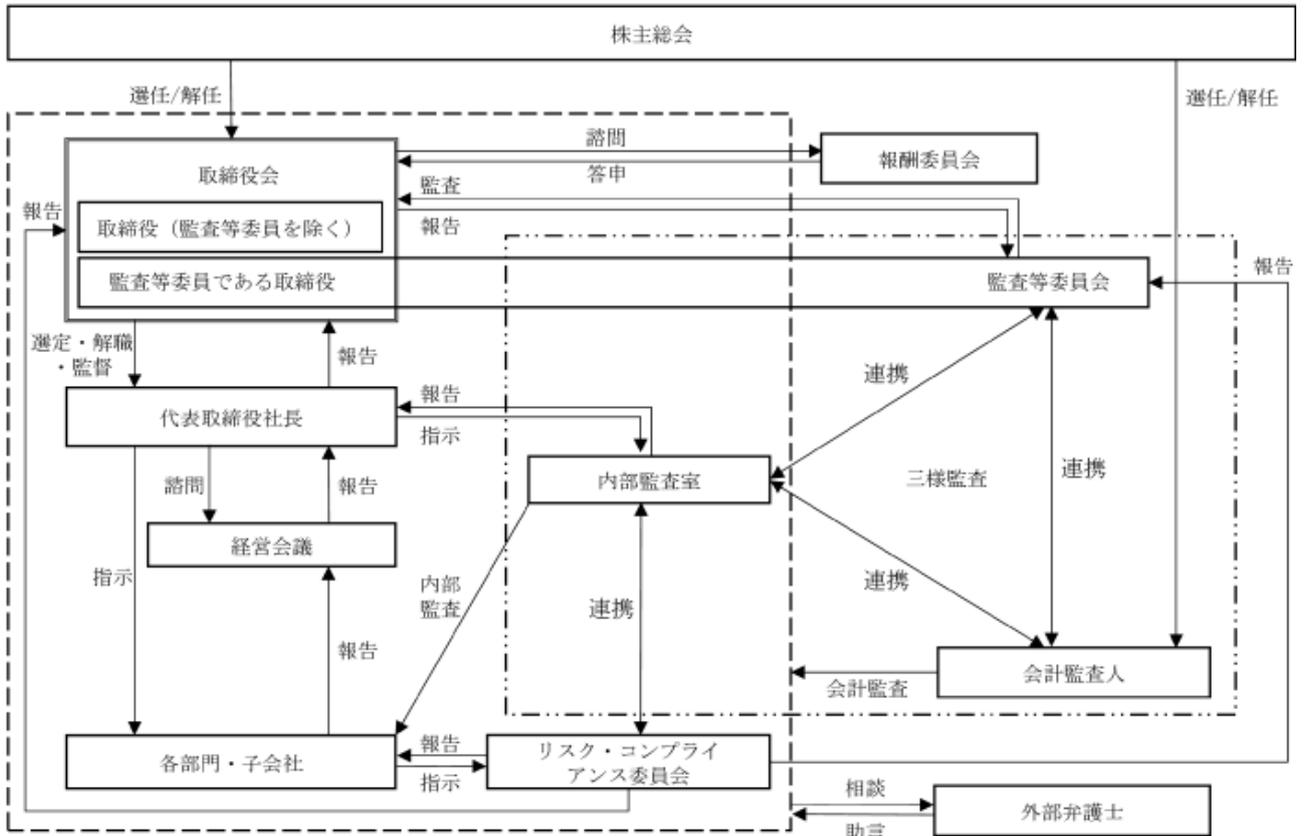
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

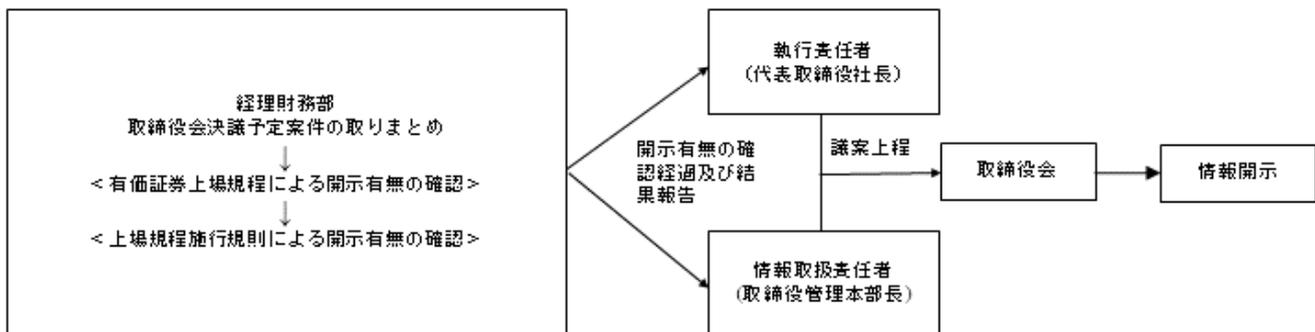
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する模式図を参考資料として添付しております。



適時開示手続き

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報>

